

I C T 活用工事（擁壁工）積算要領

1. 適用範囲

本資料は、3次元設計データを活用した擁壁工（以下、擁壁工（I C T））に適用する。

2. 適用工種

擁壁工

3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。

4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合における費用の計上方法については、共通仮設费率、現場管理费率に以下の補正係数を乗じるものとする。

- ・共通仮設费率補正係数 : 1.2
- ・現場管理费率補正係数 : 1.1

※小数点第3位四捨五入2位止め

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1)～4)とし、それ以外の、I C T活用工事（擁壁工）実施要領に示すその他の出来形管理の費用は、共通仮設费率及び現場管理费率に含まれるため、別途計上は行わない。。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理（現場吹付法枠工は除く）
- 3) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 4) 上記1)～3)に類似する3次元計測技術を用いた出来形管理

(2) 費用計上にあたっての留意事項

- 1) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合は、費用の妥当性を確認することとし、受注者からの見積りにより算出される金額が(1)で算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする運用とする。
- 2) 受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

	現 行	改 定
	<p>1. 適用範囲 本資料は、3次元設計データを活用した擁壁工（以下、擁壁工（I C T））に適用する。</p> <p>2. 適用工種 擁壁工</p> <p>3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用 3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。</p> <p>4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合における費用の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通仮設費率補正係数 : 1.2 ・現場管理費率補正係数 : 1.1 ・現場管理費率補正係数 : 1.1 <p>※小数点第3位四捨五入2位止め</p> <p>なお、擁壁工（I C T）において、経費の計上が適用となる出来形管理は、以下の1)～4)とし、それ以外の、I C T活用工事（擁壁工）実施要領に示された、出来形管理の経費は、補正係数を乘じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理（現場吹付法碎工は除く） 3) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 4) 上記1)～3)に類似する3次元計測技術を用いた出来形管理 	<p>1. 適用範囲 本資料は、3次元設計データを活用した擁壁工（以下、擁壁工（I C T））に適用する。</p> <p>2. 適用工種 擁壁工</p> <p>3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用 3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。</p> <p>4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行いう場合における費用の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通仮設費率補正係数 : 1.2 ・現場管理費率補正係数 : 1.1 ・現場管理費率補正係数 : 1.1 <p>※小数点第3位四捨五入2位止め</p> <p>上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1)～4)とし、それ以外の、I C T活用工事（擁壁工）実施要領に示すその他の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理（現場吹付法碎工は除く） 3) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 4) 上記1)～3)に類似する3次元計測技術を用いた出来形管理 <p>(2) 費用計上にあたっての留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行いう場合は、費用の妥当性を確認することとし、受注者からの見積りにより算出される金額が(1)で算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする適用とする。 2) 受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元出来形管理技術の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。 <p>追加</p>